

生成AI時代における「声の権利」保護と法的責任：法務省検討会指針案の決定打とコンテンツ産業の未来

Gemini 3.6 Flash

生成AI(人工知能)技術の飛躍的進化と社会普及に伴い、著名な声優や歌手、俳優の音声を本人の許諾なく高精度に複製・模倣するディープフェイク音声の拡散が相次ぎ、コンテンツ産業および芸能実務において極めて深刻な課題となっている¹。こうした事態に対処すべく、法務省の「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」は2026年7月27日、人の「声」に関しても肖像と同様に法的保護の対象に含まれるとする指針案(取りまとめ報告書案)が大筋で了承された⁵。従来、日本の知的財産法学および民事裁判実務において「声そのもの」を直接保護する明文規定や確定した最高裁判例は存在せず、権利保護のグレーゾーンとして扱われてきた⁶。しかし、今回の法務省指針案の整理によって、声が「個人の人格の象徴」であり、排他的な財産的価値を守る「パブリシティ権」および「人格権」の保護対象であることが明確に位置づけられた²。本研究レポートでは、2026年7月27日に示された決定の全貌と法理的解釈、背景にある実務上の紛争、ならびに今後のコンテンツビジネスおよび国際的な法制調和への影響について多角的に分析・考察する。

1. 2026年7月27日法務省検討会における合意の概要と歴史的意義

法務省が設置した「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」は、座長を務める田村善之・東京大学大学院教授をはじめ、知的財産法や民法の学者、弁護士ら計8名の専門家で構成され、2026年4月の発足以来、多角的な議論を重ねてきた⁹。2026年4月17日に平口洋法務大臣(当時)が検討会設置を発表して以降、第1回初会合から精力的なヒアリングと解釈整理が行われ、同年7月27日の第5回会合において、民事上の責任追及の解釈基準となる報告書案「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書(案)ー生成AIによるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針ー」が大筋で了承されるに至った⁷。

検討会が到達した合意の核心は、これまで法的な定義が曖昧であった「声」の権利性を、現行の民法上の不法行為法理(民法709条)および判例法理の枠組みの中で明確に位置づけた点にある¹。報告書案では、人の声は容貌や姿態と同様に個人の人格を象徴する属性であり、みだりに利用されない人格的利益(人格権)の対象となると同時に、著名人の声を持つ顧客吸引力を排他的に利用する財産的利益(パブリシティ権)の保護対象に含まれることが明記された¹。これにより、本人の許諾を得ずに生成AIで声を再現し、SNSや動画投稿プラットフォーム上で収益化を図る行為や、特定人物の声を再現するAIモデルを有償で提供・頒布する行為は、パブリシティ権侵害等の不法行為に該当し、損害賠償請求や投稿・配信の差止請求の対象となることが示された²。

一方で、社会的な表現活動や伝統的な芸能文化に対する過度な萎縮を防ぐための配慮も組み込まれた²。人間が自身の身体表現として行う伝統的な「ものまね」や「声まね」については、それが演者による模倣演出であることが客観的に明白であり、視聴者が「本人による発声である」と誤認・混同するおそれがない限り、原則として権利侵害に該当しないとする解釈が示された²。本指針自体には

法律のような直接的な制定法上の法的拘束力はないものの、今後の民事裁判における司法判断の重要な判例解釈基準となるほか、プラットフォーム事業者の利用規約策定やコンプライアンスの運用スタンダードとして機能することが期待されている¹。法務省は最終的な詳細文言を調整した上で、2026年8月上旬にも正式な報告書として公表する予定である²。

表1: 法務省「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」の推移と全体像

項目	詳細・実績
正式名称	肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 ³
設置時期・構成	2026年4月設置、座長: 田村善之(東京大学大学院教授)、構成員8名 ¹
審議日程	第1回(4月24日)、第2回(5月28日)、第3回(6月25日)、第4回(7月13日)、第5回(7月27日) ⁹
主要成果物	指針案「取りまとめ報告書(案)」の大筋了承(2026年7月27日)、正式公表(8月上旬予定) ²
規範的性質	裁判所の民事解釈基準、実務上のガイドライン(直接的制定法上の拘束力はなし) ¹

2. 背景にある危機感と実態: 声優被害と国内初の「津田健次郎氏 vs TikTok」訴訟

法務省が主導して短期間で指針整備を推進した背景には、日本のコンテンツ産業を支える「声」を巡る経済的被害の拡大と、エンターテインメント業界からの切実な危機感の発露が存在する¹。アニメやゲーム、海外映画の吹き替えなどを通じて日本のコンテンツ市場は年間約17兆円規模に達しており、海外売上も過去10年で約3倍に拡大するなど高い国際競争力を示している²。この巨大市場において、声優や俳優の声は代替不可能な重要資産であるが、わずか数秒から数分のサンプル音声から高精度に声を複製できるボイスクローン技術の普及により、無許諾のフェイク音声がインターネット上に流出する事例が激増した¹。主要SNS上で肖像権やパブリシティ権の侵害疑義が持たれる投稿は4万件を超え、コンテンツ産業全体の潜在的な経済損失は最大45億円規模に達すると推計されている¹。

こうした課題が司法の場で現実の争点として表面化したのが、人気声優・俳優の津田健次郎氏が2025年11月に東京地方裁判所に提起し、2026年5月に公となった国内初の生成AI音声模倣訴訟である⁵。本件では、TikTok上において2024年7月から2025年9月にかけて、氏名不詳のアカウントが

生成AIを用いて津田氏特有の低音ボイスを無断模倣したナレーション付き動画188本を投稿していた¹⁴。都市伝説やオカルト、雑学をテーマにしたこれらの動画は平均147万回再生され、投稿者は21万人以上のフォロワーを獲得した上、再生回数に応じた広告収益還元システムにより月額50万～75万円の収益を得ていたとされる¹⁴。原告側はプロバイダのログ保存期間経過により投稿者個人の特定が不可能な状況に追い込まれたため、動画配信プラットフォームであるTikTokの運営会社を直接相手取り、パブリシティ権侵害および不正競争防止法違反に基づく動画削除を請求した¹⁴。被告側は「普遍的な男性の声であり特定個人を想起させない」と反論しており、コメント欄で視聴者が「ツダケンの声」と認識していた事実などが同定可能性の判証となり得るかを含め、裁判所の判断が注目されている¹⁴。

業界全体の声としても、2026年5月28日に開催された第2回検討会において、協同組合日本俳優連合（JAU）常務理事の佐々木優子氏、81プロデュース代表取締役の南沢道義氏のほか、声優有志として緒方恵美氏、梶裕貴氏、甲斐田裕子氏、伊瀬茉莉也氏、浪川大輔氏、福山潤氏らが直接出席し、現場の凄惨な被害実態を訴えた¹⁹。声優陣は「声は長年の研鑽による商売道具であり人生そのものである」（中尾隆聖氏）と語り⁵、声の無断利用が単なる個人の利益侵害にとどまらず「日本の文化文化競争力と国益に関わる問題である」と指摘した²²。彼らは、プラットフォーム側に対する迅速な削除手続の義務化や、欧米に倣った「デジタルレプリカ」規制に関する法整備の推進を国に対して強く要望した¹⁴。さらに、PHP研究所が創業者・故松下幸之助氏のAI偽動画の流行に対して注意喚起を行うなど、声の無断生成問題は声優界を超えて社会全体に広がる深刻な問題へと発展していた²³。

表2: 国内初の生成AI音声模倣訴訟（津田健次郎氏 vs TikTok運営会社）の構図

項目	詳細情報
当事者	原告：津田健次郎（俳優・声優）、被告：TikTok運営会社（ByteDance等） ¹⁴
対象コンテンツ	生成AIにより津田氏の声を模倣した都市伝説・雑学解説ナレーション動画188本 ¹⁴
被害規模・収益	平均再生回数147万回、フォロワー数21万人超、投稿者収益月50万～75万円 ¹⁴
原告側主張	パブリシティ権侵害、不正競争防止法違反に基づく動画削除請求・損害賠償 ¹⁴
被告側主張	普遍的な男性音声であり同定性・類似性を否定、視聴者の関心は内容にあると主張 ¹⁸

3. 指針案の具体的要件と法理分析：パブリシティ権・不法行

為・許容範囲

2026年7月27日に大筋了承された法務省指針案は、複雑なAI生成技術と民法上の不法行為法理を整合させる形で論理構造が組み立てられている⁶。本指針案が依拠する重要な最高裁判例として、2012年の「ピンク・レディー事件最高裁判決」(最判平成24年2月2日)が挙げられる¹。同判決は、著名人の肖像等が有する排他的な顧客吸引力を不当に利用する行為(①肖像等自体を鑑賞対象とする商品化、②商品等の差別化のための利用、③商品等の広報宣伝のための利用)についてパブリシティ権侵害の成立を認めた¹。検討会は、この判例における「肖像等」の概念に「声」が不可分に含まれるという明確な解釈を示した¹。

権利侵害の成否を分ける判断基準としては、まず第一に「同定可能性(Identification)」が要求される¹。生成された音声を聴いた一般人(あるいは特定の需要者層)が、長期的な認知や実績に基づき「特定の著名人の声である」と容易に識別できるか否かが問われる¹。第二に「商業的依存性(フリーライド)」の有無であり、本人の許諾なく顧客吸引力を利用して閲覧数を誘導し、広告収入や有償販売などの経済的利益を得ている場合、不法行為責任が明確に成立する²。損害額の算定実務においては、著作権法114条の類推適用により「正規にライセンス契約を締結した場合の使用料相当額」を最低損害額として認める裁判例の定着が期待されている¹。また、ディープフェイクポルノや架空の不祥事発言など、著名人の社会的評価や信用を毀損する悪質な利用については、財産権侵害(パブリシティ権)を超えて、精神的損害に対する慰謝料請求や信用毀損(不正競争防止法2条1項21号等)の適用も可能であると整理された¹。

表3: 生成AIおよび音声利用における法的評価と判断基準の整理

利用分類	具体的利用ケース	権利侵害の成否	適用法理および判断要件
無断AI学習・商用生成	著名声優等の音声を無断学習し、AIナレーションを作成してSNS等で収益化する行為 ²	権利侵害(違法) ²	パブリシティ権侵害・民法709条不法行為。同定可能性および顧客吸引力の不当利用 ¹ 。
専用AIモデルの有償提供	著名人の声を容易に再現できる学習済みAIモデルを有償販売・配信する行為 ²	権利侵害(違法) ²	パブリシティ権侵害・不正競争防止法。顧客吸引力の直接的な商品化・譲渡 ¹ 。
悪質・信用毀損利用	ディープフェイク音声による偽発言、政治的誤情報、ポルノ出演等の作成・流布 ¹	権利侵害(重度の違法) ¹	人格権侵害・名誉毀損・信用毀損。精神的慰謝料請求および刑事罰の適用対象 ¹ 。

人間による実演(ものまね)	ものまねタレントが自身の声帯・身体表現で著名人の声や口調を模倣するパフォーマンス ²	原則適法(非侵害) ²	表現の自由。演者による模倣と認識でき、本人発声と誤認・混同しない場合 ² 。
許諾に基づく公認利用	正式なライセンス契約に基づき、適切な対価を支払ってAI音声を作成・運用する行為 ¹	適法(正規ビジネス) ¹	契約に基づく正当な利用。許諾条件(期間・用途・対価)の範囲内での利活用 ¹ 。

4. 現行法の限界と「声」の法制度的課題：著名人保護を超えた汎用性と国際比較

法務省による解釈指針の公表は極めて大きな前進であるものの、現行の民法・知的財産法体系に依存した「解釈論」であるがゆえの構造的限界も存在する²。

著作権法(文化庁管轄)の観点では、同法が保護するのは創作的に「表現された成果物(特定の録音データや戯曲台本)」であり、声質や声柄という「素材そのもの」には著作権が発生しない¹⁴。実演家に認められる著作隣接権も「過去の特定の实演録音」に対する権利にとどまり、AIが学習元と異なる全く新しい文章を読み上げた場合、著作権法上の権利侵害を問うことは極めて難しい¹⁴。また、不法行為法に基づくパブリシティ権は、本質的に「高度な知名度と顧客吸引力」を有する著名人に限定して認められる権利であるため、下積み段階の若手声優やナレーター、あるいは一般市民がディープフェイク音声の被害に遭った場合、パブリシティ権での救済は望めず、保護の隙間が生じるという課題が残される¹。一般人を含むすべての人に共通する人格権の一部として「みだりに自らの声を模倣されない権利」をどのように法的に構成していくかが今後の継続課題とされている²。

国際的な法制度と比較すると、日本が判例法理の解釈ガイドライン(ソフトロー)に主眼を置くのに対し、諸外国では立法措置(ハードロー)による厳格なデジタルレプリカ規制を急速に進めている¹。米国テネシー州では2024年に通称「ELVIS Act(エルヴィス法)」が成立し、全米で初めて制定法において「声(Voice)」を明確な保護対象として指定した¹。同法は本人の許諾がない音声デジタルレプリカの作成・頒布を商業・刑事の両面で禁止している¹。カリフォルニア州やニューヨーク州でも同様のデジタルレプリカ規制法が制定されており、死後の保護期間や契約時における不当なAI利用許諾条項の無効化が規定されている¹。さらに欧州連合(EU)では「EU AI Act(欧州AI法)」に基づき、AI生成音声に対して人間が識別できる開示義務のみならず、機械可読な不可視ウォーターマークの埋め込みを事業者に義務付けている¹⁶。日本においても、判例解釈指針の運用にとどまらず、将来的なデジタルレプリカ特絶新法の制定が必要であるとする指摘は根強い¹⁴。

表4: 主要国・地域における音声・デジタルレプリカ保護制度の比較

国・地域	制度・法規範の形式	主な保護対象と規制の特徴
------	-----------	--------------

日本	法務省解釈指針(2026年) [cite: 1, 7, 8]	民法不法行為・パブリシティ権の解釈拡張により著名人の「声」を保護 ² 。司法解釈基準として機能 ¹ 。
米国(テネシー州)	ELVIS Act(2024年成立) ¹⁶	制定法において全米で初めて「声(Voice)」を明示的保護対象に指定 ¹ 。民事・刑事での不当利用禁止 ¹ 。
米国(CA州/NY州)	デジタルレプリカ制定法 ¹	死後を含む俳優・実演家のデジタルクローン無断作成を禁止 ¹⁴ 。包括的なAI譲渡契約を制限 ¹ 。
欧州連合(EU)	EU AI Act(2026年全面適用) ¹⁶	ディープフェイク音声に対する不可視ウォーターマーク埋め込みの技術的義務化およびAI明記義務 ¹⁶ 。

5. 産業・契約実務への影響と「声の経済圏」構築に向けた展望

法務省指針案の公表は、芸能プロダクション、コンテンツ制作会社、配信プラットフォーム事業者、およびAI技術開発企業における実務運用に不可避的な構造変化をもたらしている¹。

契約実務においては、出演契約書や権利許諾書の抜本的見直しが必須となっている¹。従来の契約書に存在した「本作品に関連する一切の権利を譲渡する」といった包括的条項や、明確な対価の取り決めがないAI学習許諾条項は、本人の不利益の程度や代償措置の有無を考慮した「愛内里菜事件」東京地裁判決の法理に照らし、合理的範囲を超えるものとして無効とされる法的リスクが高まった¹。そのため実務上は、人間による生の実演と、AIモデル作成・二次利用の許諾範囲(期間、地域、利用媒体、適切なレベニューシェア等の代償措置)を明確に区分したバランスの良い契約設計が求められている¹。配信プラットフォーム事業者においても、AI生成コンテンツであることをユーザーに通知するフラグの設置や、権利者からの「声の無断利用」に基づく削除請求に対して迅速に対応するコンプライアンス体制の整備が進められている¹。

また、単なる権利の制限や禁止にとどまらず、テクノロジーを用いて「声を適切に守りながら商業利用する」健全な「声の経済圏(Voice Economy)」を構築する動きも本格化している¹。NTT西日本が推進する音声AI事業「VOICENCE」では、声優や俳優の声を正規の知的財産として管理し、高精度な多言語合成音声として安全にライセンス配信する仕組みを提供しており、俳優の別所哲也氏や声優の花江夏樹氏らが参画して5年後に100億円規模の市場創出を目指している¹。同様に、日本俳優連合と伊藤忠グループによる公式音声データベース「J-VOX-PRO(仮称)」や、クリエイターと音声AIの共存を図るフェアトレードシステム「AILAS」など、権利保護と市場拡大を両立させるプラットフォーム

が相次いで始動している¹。技術的防壁としても、ElevenLabs等の企業が国際標準「C2PA」に準拠した不可視ウォーターマーク技術を導入し、AI音声のトレーサビリティ確保とディープフェイク対策を強化している¹。

6. 結論

2026年7月27日に法務省検討会が明記した「声の権利」保護指針案は、生成AIの急速な発展に伴って生じた法的空白地帯に対し、日本の法的枠組みが明確な規範を示した歴史的成果である²。本指針案は、声が個人の人格を象徴する属性であり、パブリシティ権および人格権の保護対象に含まれることを確定させることで、無断生成による権利侵害に対する強い抑止力を提供している²。

この決定の真の意義は、悪質なディープフェイク投稿を排除・追及することにとどまらず、声優やクリエイターが安心して自らの声柄を提供し、事業者が適正なライセンス契約の下で革新的な音声AIビジネスを展開できる秩序ある市場基盤を確立した点にある¹。2026年8月に予定される正式報告書の公表を契機として、今後は司法判例の定着、プラットフォームの自主規制の高度化、ならびに一般市民も含めた包括的な「デジタルレプリカ・人格権保護」に関する更なる法整備へと議論が発展していくことが期待される²。

引用文献

1. 生成AIを利用した声優の「声」の権利侵害が深刻——法務省が検討会を設置、指針作りに着手, <https://branc.jp/article/2026/05/13/2706.html>
2. 【ニュース】法務省、声にも「パブリシティ権」が認められるとした指針案を大筋で了承 - note, <https://note.com/y44901726/n/n132883d70aa1>
3. 【弁護士解説】「声の権利」を巡る法整備が本格始動 — 生成AI時代のパブリシティ権と肖像権, <https://gvalaw.jp/blog/h20260527/>
4. 声優やアイドルの声を守れ！生成AI普及で無断使用の深刻化を受け法務省が有識者検討会「声も保護対象であるべき」, <https://www.fnn.jp/articles/-/1035466>
5. 生成AIで“無断利用”声も「法的保護の対象」明記 法務省の検討会“大筋で了承”【報道ステーション】(2026年7月27日) - YouTube, <https://www.youtube.com/watch?v=actucgkcsqM>
6. 「声」に権利、損害賠償も＝生成AIでの無断利用—法務省指針 | 防災・危機管理ニュース, <https://www.risktaisaku.com/articles/-/113742>
7. 肖像、声等の無断利用による 民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書(案) - 法務省, <https://www.moj.go.jp/content/001467268.pdf>
8. トップページ | CODE, <https://code.shojihomu.jp/>
9. 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 - 法務省, https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html
10. 声も「肖像」として保護へ、法務省有識者検討会が初会合で認識一致, <https://finance.biggo.jp/news/mWm-vp0Bga3fZL9M0HGy>
11. 生成AIで無断使用が横行する著名人らの「声」、「法的保護の対象」と明記へ...法務省が8月にも指針公表 - 読売新聞, <https://www.yomiuri.co.jp/national/20260713-GYT1T00169/>
12. 声優の声をAIが無断コピー 法務省が動き出した理由と、7月までにまとめる「指針」の中身, <https://hashout.jp/ai/72/>
13. 声の権利に関する検討会とは？ 意味や使い方 - コトバンク,

<https://kotobank.jp/word/%E5%A3%B0%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%A4%9C%E8%A8%8E%E4%BC%9A-3258188>

14. 声は著作権法では守られない？生成AI時代の「声の権利問題」をわかりやすく解説,
<https://monolith.law/corporate/ai-voice-rights>
15. 「声の権利」保護 生成AIによる権利侵害巡り法務省が指針案を大筋了承 - KAB,
<https://www.kab.co.jp/news/article/16760262>
16. AI音声クローンは合法？2026年の法規制・同意・ウォーターマーク - AI Voice Cloning,
<https://anyvoice.io/ja/blog/is-ai-voice-cloning-legal>
17. 声優が生成AIを訴えた日——2026年5月最終週のAIニュースが問いかけていること - note, <https://note.com/matomarusan/n/ndc0dfa1a448d>
18. 声優・俳優の津田健次郎がTikTok提訴 生成AIによる声の無断模倣、日本初の訴訟か - coki (公器), <https://coki.jp/article/column/82101/>
19. 津田健次郎さんのTikTok提訴で注目集まる「声の権利」無断利用が“違法”となり得る3つのケースとは？ [暮らしの法律] All About - オールアバウト,
<https://allabout.co.jp/gm/gc/519700/>
20. 津田健次郎、生成AI音声模倣で訴訟 声優の声は誰のものか | Plus Web3 Media,
https://plus-web3.com/media/latestnews_1000_9120/
21. 法務情報 - 声優がTikTokを提訴！AIで声を真似たら誰が責任を取るのか？（弁護士：今井 慶貴）, <https://www.n-daiichi-law.gr.jp/contents/information/13047>
22. 生成AIによる声の無断利用は「国益に関わる問題」梶裕貴、緒方恵美らが法務省に訴え, <https://kai-you.net/article/95538>
23. 松下幸之助氏の「AI偽動画」に注意 PHP研究所が再告知 津田健次郎さんによるTikTok提訴受け, <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2605/26/news080.html>
24. 【AI時代の法的リスク】声のパブリシティ権（肖像権）の基本構造と侵害の3類型を弁護士が徹底解説（1/3） - note, https://note.com/numa_bengoshi/n/nc6494019f370
25. 【2026年7月14日】AIニュース5選：ノーベル賞受賞者ら200名超がAI経済変革を警告・Metaデータセンター8兆円規模に拡大・TSMC最高益——明日から使える実践ポイント付き - note, https://note.com/clever_shark607/n/n3b3a7eb8193d